

令和7年度 第2回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和7年11月12日(水) 午前10時～12時
グリーンパレス 高砂・羽衣

1 開 会

2 議 事

- (1) 江戸川区地域自立支援協議会 各専門部会について
 - ① 相談支援部会
 - ② 地域生活支援拠点等部会
 - ③ 災害時自立支援部会
- (2) 日中サービス支援型グループホームに関するニーズなどについて

3 報告事項

- (1) 本区の次期障害福祉計画等の策定に向けた進捗
 - ① アンケート調査の実施について
 - ② 施設入所者への地域移行について
- (2) 令和7年度 第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会
- (3) 令和7年度 第1回江戸川区精神保健福祉協議会

4 その他

「障害のある子どもが主役になれる拠点」の整備について

5 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和7年度第2回江戸川区地域自立支援協議会 次第
- ・令和7年度第2回江戸川区地域自立支援協議会 席次および委員名簿
- ・資料1 第1回相談支援部会 資料
- ・資料2 日中サービス支援型グループホームに関するニーズについて
- ・資料3 第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査(アンケート調査)の実施について
- ・資料4 江戸川区における地域移行の展望について
- ・資料5-1・2・3 令和7年度 第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会 資料
- ・資料6-1・2 令和7年度 第1回江戸川区精神保健福祉協議会 資料
- ・資料7 「障害のある子どもが主役になれる拠点」の整備について

令和 7 年 11 月 6 日
第 1 回相談支援部会
グリーンパレス孔雀 1

次 第

1. 相談支援部会の説明 (9:30~10:20)
 - ・ 部会長等の選任
 - ・ 部会の目的
 - ・ 部会での検討内容やスケジュール など

2. グループワーク (10:20~11:30)
 - ・ 日々の業務と支援の連携場面を可視化し
地域の相談支援体制を構造化する

以上

相談支援部会について

江戸川区地域自立支援協議会とは

1 法的な位置付け

障害者総合支援法第89条の3において、「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関で構成される協議会を置くように努めなければならない」、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。

2 江戸川区地域自立支援協議会について

①設置について

法律の規定を踏まえ、障害者の地域における自立した生活を支えるため、関係機関等のネットワークの構築及び情報共有を推進する中核機関として、平成20年度より「江戸川区地域自立支援協議会」を設置しています。

②協議会の目的

「共通理解の醸成」（お互いを理解し、共通認識を持つ）

障害当事者の方（障害者及びその家族、関係者）と障害者との関わりのない方が、お互いを理解し、共通認識を持つこと（＝共通理解の醸成）を目的としています。

③協議会の位置付け

情報共有や意見交換を行い、共通理解の醸成を図る場です。

④委員の役割

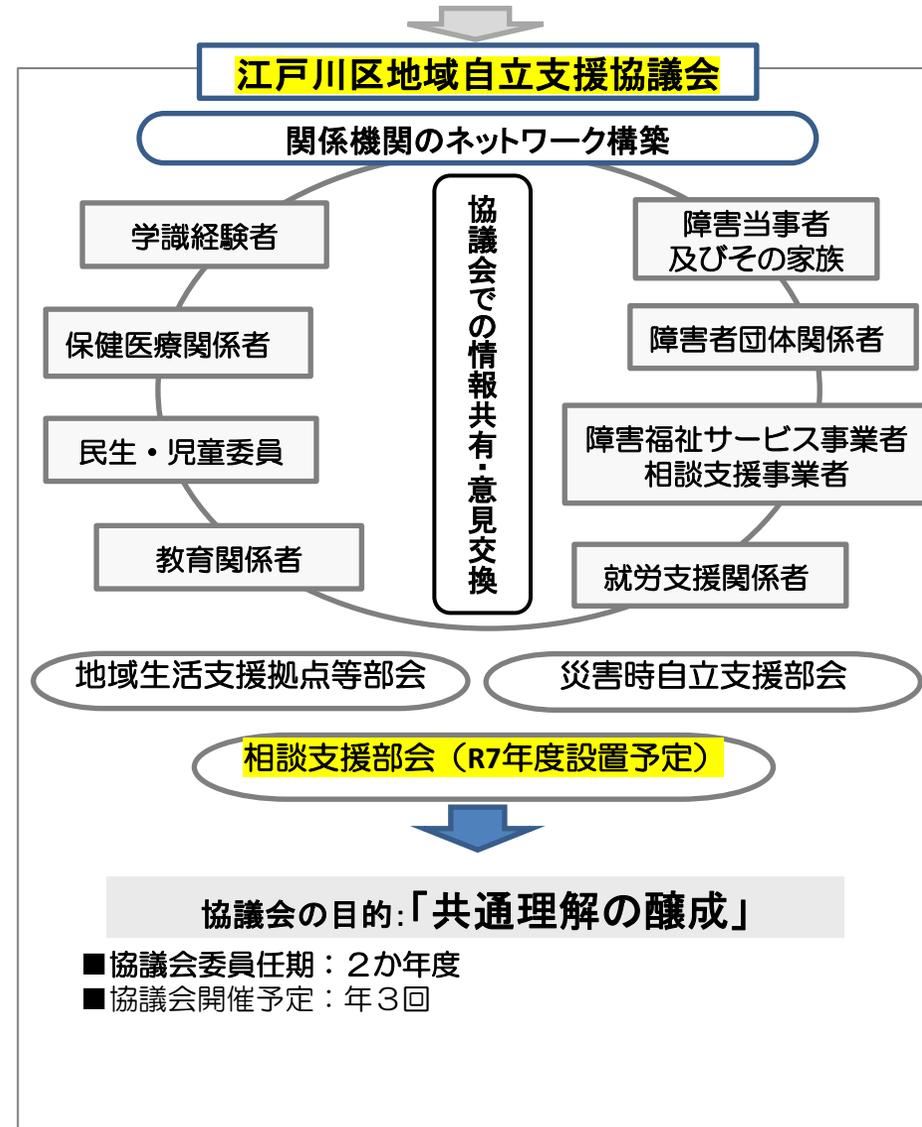
協議会で得た「共通理解」を所属機関や地域等に戻り、理解を広めて下さいますよう、お願いいたします。
（→地域全体が障害者の地域生活を見守る環境形成の促進に繋がります。）

⑤関係法令

障害者総合支援法

<江戸川区地域自立支援協議会のイメージ>

法律の規定（障害者総合支援法第89条の3）



令和7年度江戸川区地域自立支援協議会について

1 開催概要

(1) 開催日程

年3回の開催を予定。

【日程（予定）】

- ・第1回：令和7年7月11日（金）
- ・第2回：令和7年11月12日（水）
- ・第3回：令和8年2月頃※未定

(2) 令和7年度の主な内容

引き続き、共通理解の醸成を目的とし、下記内容を中心に実施。

障害者福祉関連の情報共有

2 取り組み内容について

- ・江戸川区計画策定委員会・江戸川区障害者差別解消協議会の内容共有
- ・各部会の活動報告による内容共有
- ・地域生活支援拠点の設置に向けて

・令和7年度より附属機関となった上記委員会及び協議会の内容共有

・地域生活支援拠点等部会、災害時自立支援部会、相談部会（R7年度設置予定）の各部会活動の内容共有

・地域生活支援拠点による実務者会議や関連する研修等の報告と内容の共有

地域自立支援協議会

地域生活支援 拠点等部会

地域生活支援拠点の設置・運営・啓発などについて検討

災害時自立 支援部会

障害者（児）の災害時避難行動等について検討

相談支援部会

個別事例やサービス利用等の検討を通じた相談支援の強化

新設

計画策定委員会

新設

「計画策定委員会」では...

- ・障害（児）福祉計画の策定、進行管理・評価に関すること
- ・次期、計画策定に向けたアンケート（基礎）調査の実施に向けた項目等の意見交換
- ・アンケート（基礎）調査の進捗に関すること

差別解消支援地域協議会

新設

「差別解消支援地域協議会」では...

- ・差別に係る相談事例等の報告及び情報共有に関すること
- ・差別の解消を推進するための理解促進及び普及啓発活動
- ・差別の解消に向けた施策の進行管理及び評価に関すること

計画策定委員会及び差別解消支援地域協議会は、ともに附属機関として設置する

【新設】相談支援部会	
目 的	本区における相談支援のネットワークの構築を目的として、 主任相談支援専門員や地域の相談支援専門員を中心とした事例検討や情報共有を通じて、相談支援の質の向上 を図る。
内 容	2025年度の検討事項 <ul style="list-style-type: none"> • 相談支援専門員や基幹相談支援センターとの連携及び情報の共有 • 地域生活支援拠点等部会や実務者会議との情報共有による連携や地域課題の検討 • 事例検討を通じたサービス提供に係る内容や相談支援の質の向上に向けた取り組みなどの検討 • その他必要な事項
構 成 員	<ul style="list-style-type: none"> • 協議会委員 • 主任相談支援専門員、相談支援事業所（相談支援専門員）、基幹相談支援センター など • 区ほか関係機関
開 催	<ul style="list-style-type: none"> • 年1～2回程度を想定 <p>※構成するメンバーによって、部会内に「全体会」や「ワーキングチーム」などを設置し、協議する。 ⇒次年度以降、上記の設置状況などを鑑み、開催頻度などは部会内で議論、決定していく。</p>

協議会の目的

「共通理解の醸成」（お互いを理解し、共通認識を持つ）



部会の目的

「相談支援員間における共通理解の醸成（お互いを理解し、共通認識を持つ）」

令和7年度 相談支援部会が取り組む内容

★地域自立支援協議会との連動（協議会⇔部会のPDCAの確立）

江戸川区地域自立支援協議会（以下、協議会）において、会長及び委員からの意見を聴取



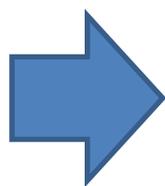
部会内において確認、協議し解決に導く方法などを検討し、実行する



結果について、次回以降の協議会にて報告し、確認とさらなる意見を聴取

○令和7年第1回江戸川区地域自立支援協議会での主な意見

- ・区内相談支援事業所の状況を把握（運営体制（人員）、地域性など）するべき
- ・事業所それぞれの相談支援専門員の困り事を聞ける場であってほしい
⇒こどもや就労支援なども含め、重層的に課題を共有、整理する場とする
- ・人材確保や定着、支給に関する事などについても、今後は議論できるとよい



令和7年度は状況把握と課題を共有し、協議会へ報告

相談支援部会 について

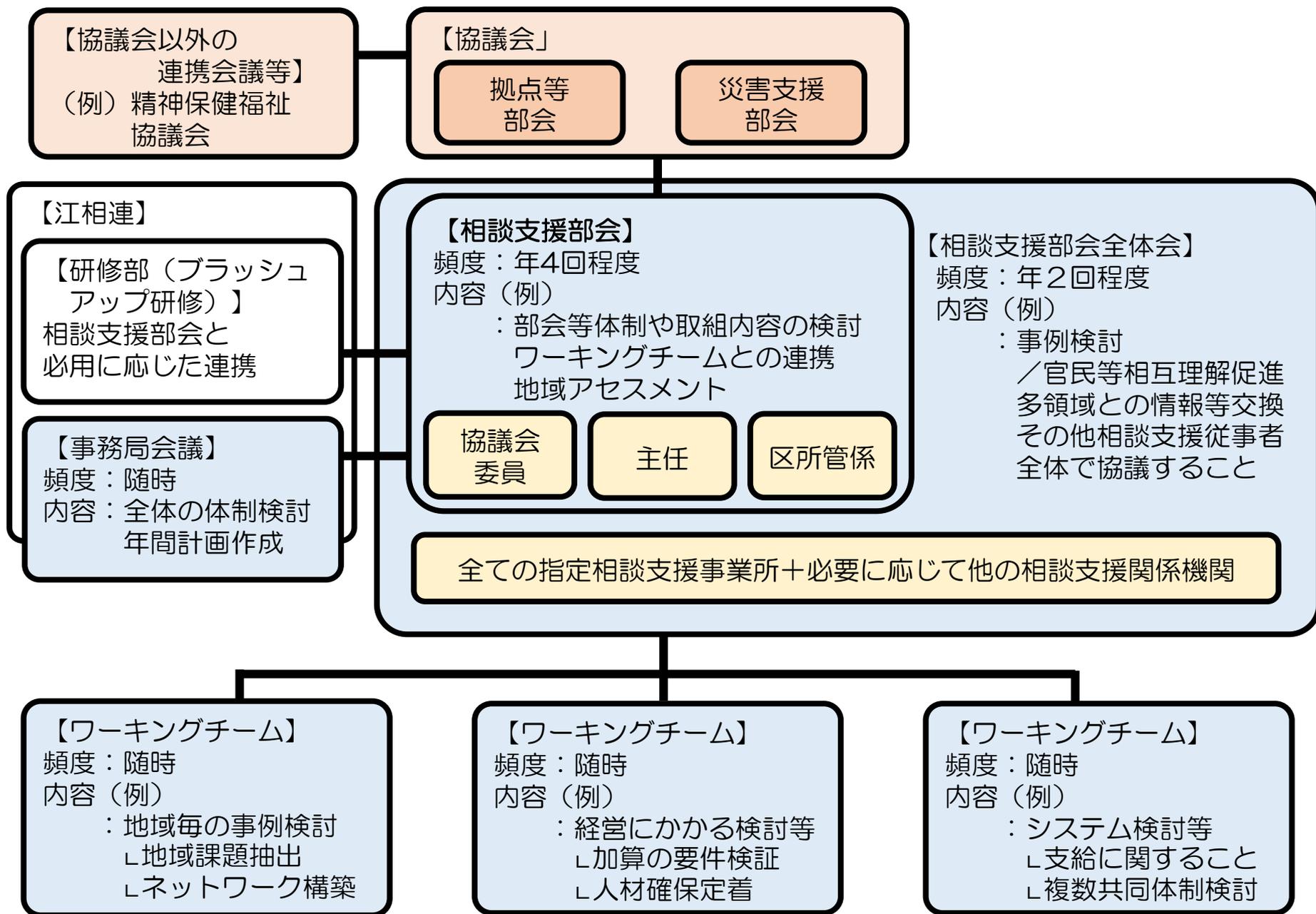
1 部会の目的

- ① 相談支援体制の充実と連携
- ② 相談支援の質・量の向上

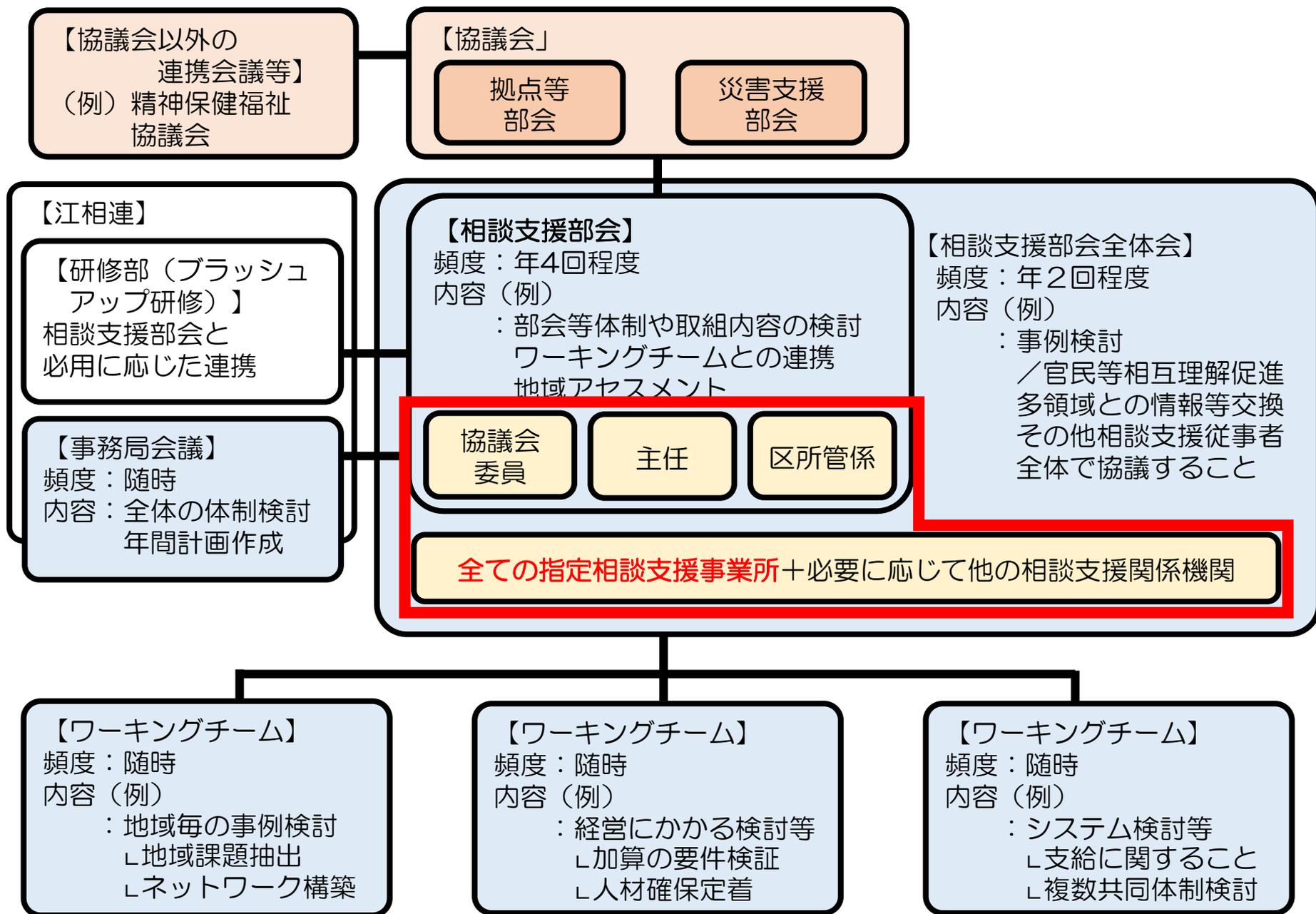
2 部会の構造

- ① 体制
- ② 構成メンバー

相談支援部会の体制（案）



相談支援部会の体制（案）



重層的な相談支援体制

< 第3層 >

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

< 第2層 >

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

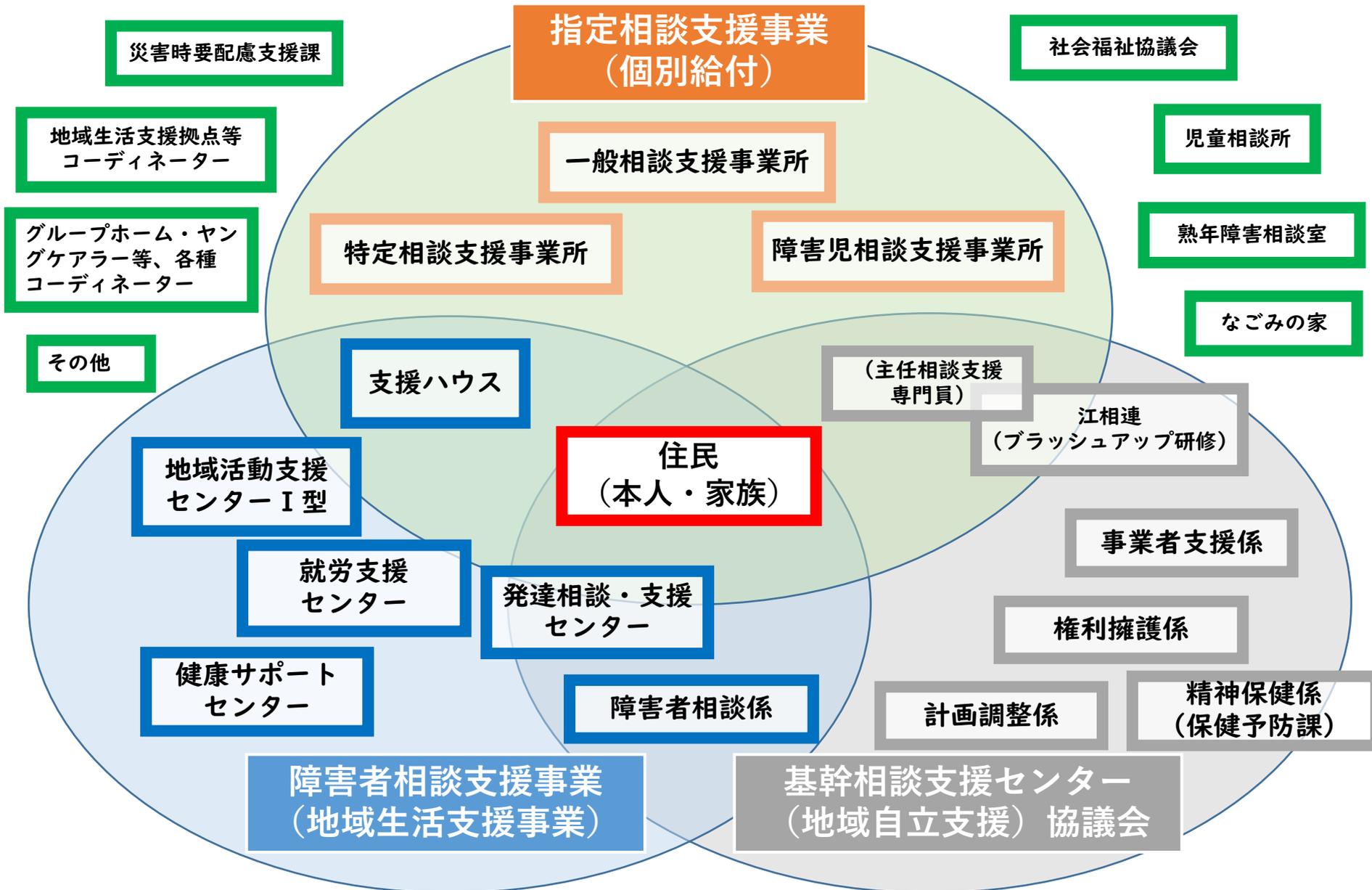
< 第1層 >

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

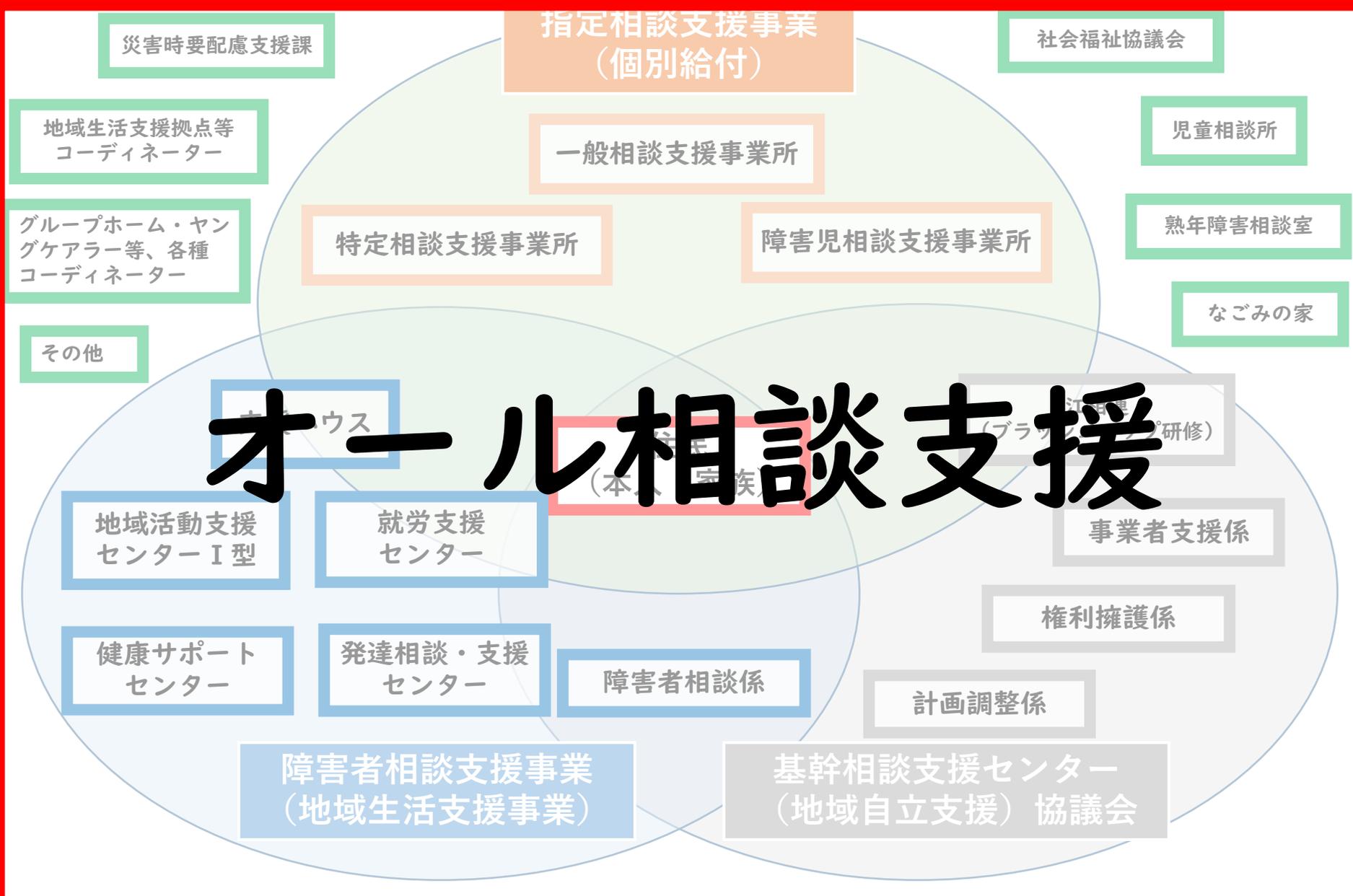
- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・ サービス利用支援
 - ・ 継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

相談支援部会が目指す重層的な相談支援体制のイメージ



相談支援部会が目指す重層的な相談支援体制のイメージ



3 今後の予定

まずは「地域アセスメント」と「相互理解」

いつ	なにを	なんのため	だれが
本日	全体会 ・ オール相談支援 グループワーク	地域課題抽出 相互理解	オール 相談支援
11月中旬	本協議会 ・ 部会報告	障害者福祉全体での共通理 解づくり	主に 協議会委員
2月まで	事務局会議 ・ 地域課題集約	取扱地域課題の検討前整理	事務局会議 メンバー
2月 (予定)	部会 ・ 取扱課題整理と ワーキング グループ検討	地域課題の具体的取扱に向 けた体制づくり	部会 メンバー
3月 (予定)	本協議会 ・ 部会報告	障害者福祉全体での共通理 解づくり	主に 協議会委員
年度明け	ワーキンググループ ・ 地域課題検討	地域課題の解消・軽減	ワーキング メンバー

まずは「地域アセスメント」と「相互理解」

いつ	なにを	なんのため	だれが
本日	全体会 ・オール相談支援 グループワーク	地域課題抽出 相互理解	オール 相談支援
11月中旬	本協議会 ・部会報告	（会社全体での共通理 ）	主に 協議会委員

本日は、はじめの一步。

- ①オール相談支援で地域課題に向き合うための「相互理解」
- ②今後の相談支援部会で扱う地域課題を具体化するための「地域アセスメント」

相談支援部会 グループワーク

～相談支援体制を可視化し
地域における自分の立ち位置を知る～

グループワークの目的と内容

【目的】

- ・ 日頃の相談支援で「この人」「この事業所」と連携して良かった事や、利用者支援がうまくいった事などを共有する。前向きな視点で相談支援体制を可視化をする。
- ・ 相談支援部会を介し、江戸川区の相談支援体制における各参加者の現在地を知ることと「自分事」と捉える。

【内容】

1. ワークの説明（5分）
2. 自己紹介：チェックイン（10分）
3. 個人ワーク（5分）
4. グループワーク（30分）
5. ラウンド（5分）
6. チェックアウト（5分）

自己紹介とチェックイン (10分)

- **自己紹介テーマ**

- ①氏名、所属

- ②私ってこんな人

- **時間配分**：1人あたり 2～3 分

個人ワーク（5分）

・付箋に書き出す

あなたが連携して利用者支援や日頃の業務が上手くいったことについて記入します。書き出す内容は、日ごろの支援のこと、所属組織のこと、地域のこと、制度等でもかまいません。

・書き方

1枚の付箋に1つの事例を記載してください。

「こんな課題」に「こんな人」が「どんな場面」で「何をした」など、具体的に（主語・述語を明確に）

※目標：最低3枚、最大5枚程度を目標。

付箋の色分け

指定特定相談事業所
指定一般相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所

それ以外の所属
※支援ハウス
就労支援センター
発達相談支援センターを含む



付箋



付箋

グループワーク（30分）

ワークの進め方

1. 各自、付箋の内容を発表しながら模造紙に貼る：10分
考え・意見の共有・意味の確認をする。
2. 付箋のグループ핑グとカテゴリー化：20分
「これはここ！」と直感で、意味の近い付箋同士を固める。
また、集まったグループに、その内容を最もよく表した「見出し（カテゴリー名）」を付ける。

ラウンド (5分)

- ・各グループの 카테고리分けした成果物を自由に観て回る (5分)

※グループFTは残り、質問に答える。

グループチェックアウト（10分）

・振り返り

グループワークを振り返り、今後自分に何ができそうかを一人一言発言して終える。

- 例)
- ・ **に対応をお願いできると知ったので、**に気付いたことを伝えてみようと思う。
 - ・ 事業所の忙しさや人手不足に対し、もっと**と連携しようと思った。
 - ・ **と同様に自分にも担えることがある

<日中サービス支援型グループホームとは>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助（以下、グループホーム）の新たな類型として、「日中サービス支援型」が創設された。重度の障害者に対して常時の支援体制を確保することを基本とし、運営にあたっては、地方公共団体が設置する協議会等（地域自立支援協議会）による評価等が必要となっています。

現在、本区内には「日中サービス支援型」で指定されたグループホームはない。

<サービス内容など>

- ・ 世話人による、家事など日常生活上の援助
- ・ 生活支援員による、食事や入浴、排せつなどの介護サービスの提供
- ・ ユニットごとに、職員の配置が常時必要
- ・ 併設型または単独型短期入所を必ず設置
- ・ 地方公共団体が設置する協議会等からの定期的な評価を受け、サービスを提供
（原則として、事前に協議会等の評価を受ける必要がある）
- ・ 夜間支援従事者を夜勤職員として、ユニットごとに必ず配置

日中サービス支援型グループホームに関するニーズなどについて

4 グループホームの類型について

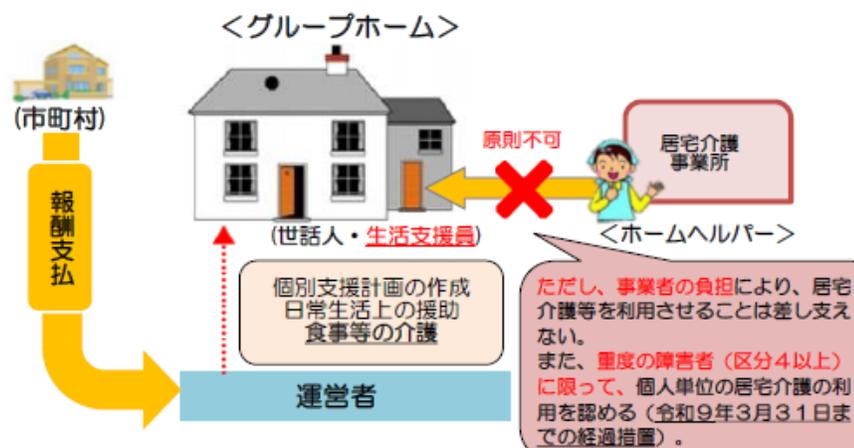
介護サービス包括型 日中サービス支援型【平成30年度創設】※

【サービス内容】

- 世話人により、家事など日常生活上の援助(基本サービス)を行う。
- 生活支援員により、食事や入浴、排せつなど介護サービスを提供
(居宅介護等の利用の制限:利用者の負担によって利用させることはできない)

【報酬】

- 基本サービス分+介護サービス分を併せて、利用者の障害支援区分及び人員配置区分に応じて包括的に設定



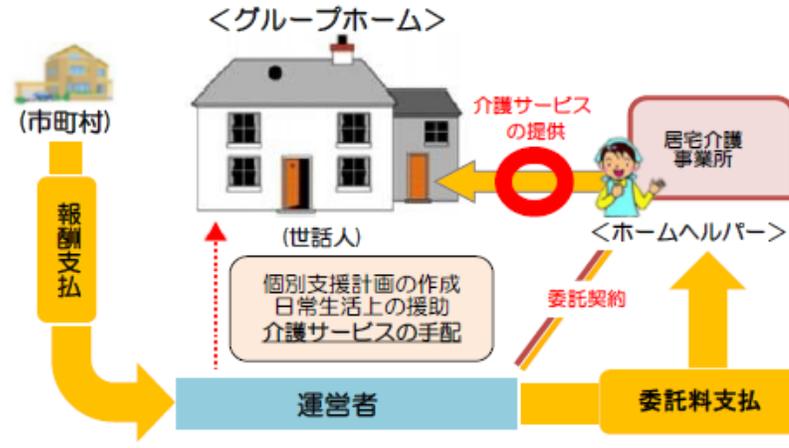
外部サービス利用型

【サービス内容】

- 世話人により、家事など日常生活上の援助(基本サービス)を行う。
- 外部の居宅介護事業所への委託により、介護サービスを提供
(生活支援員の配置は不要 管理者、サービス管理責任者、世話人は配置が必要)

【報酬】

- 基本サービス分は人員配置区分に応じて設定(障害支援区分による違いはなし)
介護サービス分は個々の利用者の利用量に応じて設定



※ 日中サービス支援型グループホーム(平成30年4月1日制度改正)

重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」が創設されました。重度の障害者に対して常時の支援体制を確保することを基本し、運営にあたっては、地方公共団体が設置する協議会等による評価等が必要です。

事業指定の申請時には、原則として、事前に協議会等に対して運営方針や活動内容等を説明し、協議会等の評価を受け、その内容を書面で都に提出してください。

日中サービス支援型グループホームに関するニーズなどについて

グループホームの類型ごとの基準などにおける主な違い

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人による、家事など日常生活上の援助 ・生活支援員による、食事や入浴、排せつなどの介護サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人による、家事など日常生活上の援助 ・生活支援員による、食事や入浴、排せつなどの介護サービスの提供 ・ユニットごとに、職員の配置が常時必要 ・併設型または単独型短期入所を必ず設置 ・地方公共団体が設置する協議会等からの定期的な評価を受け、サービスを提供（原則として、事前に協議会等の評価を受ける必要がある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人による、家事など日常生活上の援助 ・生活支援員による介護サービスについては、外部の居宅介護事業所に委託⇒受託居宅介護事業所のホームヘルパーによる介護サービスの提供
世話人	常勤換算：利用者の数を6で除した数以上	常勤換算：利用者の数を5で除した数以上 ※ 世話人または生活支援員をユニットごとに常時配置（夜間帯以外）	常勤換算：利用者の数を6で除した数以上
生活支援員	常勤換算： 障害支援区分3の利用者を9で除した数／同区分4の利用者を6で除した数／同区分5の利用者を4で除した数／同区分6の利用者を2.5で除した数 上記の合計数以上		生活支援員の配置は不要 (外部の居宅介護事業所に委託)
夜間支援従事者	必要に応じて配置 (夜勤または宿直)	ユニットごとに必ず配置（夜勤）	必要に応じて配置 (夜勤または宿直)
1 共同生活住居あたりの定員	新規設置：2～10人まで 既存建物の活用：2～20人まで	2～20人まで	新規設置：2～10人まで 既存建物の活用：2～20人まで

日中サービス支援型グループホームに関するニーズなどについて

【主な懸念点】

1 個別のニーズへの対応

各利用者が持つ障害や特性は異なり、個々に合った支援が必要となるが、外部の介護サービス提供も含めた支援が十分でない場合、ニーズへの対応が不十分となる。

2 職員のスキルと経験

支援にあたる職員の質が、利用者の生活の質に大きく影響する。支援する職員に経験の不足や専門知識がない場合、効果的な支援ができない恐れが生じる。

3 社会とのつながり

利用者が地域社会とどのように関わるか、外部への社会活動の機会が少ないと孤立感を感じることもあり、社会的な支援が不足する可能性がある。

【参考】

近隣区の設置状況：葛飾区 3か所、足立区 2か所 （江東区、墨田区は現在設置を計画中）

3 委託事業者

「第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査・分析業務委託」の委託事業者選定について、一次審査（書類審査）及び二次審査（ヒアリング）の結果、下記の事業者に決定。

事業者名：株式会社 地域計画連合

4 対象者抽出の方向性

身体的理由で障害者手帳等を取得することが多く、介護サービスが優先となる「65歳以上」は調査対象外とする。

身体障害者、愛（療育）、精神保健福祉手帳の所持者の割合をもとに、障害別調査対象者のベースを算出。

調査対象者は、障害福祉サービス利用者を優先に抽出する。潜在的ニーズ把握のため、サービス未利用者も一定割合で含める。

5 計画策定委員会からの意見（R7.8.20開催）

単純な無作為抽出だと、身体障害の高齢者が多くなるので、抽出方法を見直す必要がある。

→ 前は高齢者が多い傾向のため、年齢層の平均化で対応。

→ 今後の障害福祉サービス需要を見込むため、サービス利用者を優先に対象者を抽出する。

対象者をある程度カテゴリー分けする必要がある。

→ 前回調査時同様、障害別のカテゴリー分けで実施。

6 調査方法

対象者に調査票を郵送

委託事業者が利用するシステムによる Web 回答または郵送にて回答

全ての障害種別で Web 回答版は通常版、ひらがな主体版を選択できる

身体障害者の方は音声コードを掲載する

設問が増えることを抑えるため、障害福祉サービスを周知するチラシを同封予定

※ 質問項目・調査対象者は、区・受託者で案を作成後、区障害福祉計画等策定委員会 委員へ提示し、意見を募る予定。

江戸川区における 地域移行の展望 について

福祉部障害者福祉課



ともに、生きる。

江戸川区
EDOGAWA

施設入所者・地域移行の状況

1 入所者数 (人)

	身体	知的	計
都内	30	96	126
都外	43	237	280
計	73	333	406

2 地域移行者数 (人)

	身体	知的	計
令和4年	2	4	6
令和5年	0	3	3
令和6年	1	1	2
計	3	8	11

3 第7期障害福祉計画における計画値 (人)

令和4年度末入所者実績値	令和8年度末入所者目標値	令和8年度末までの地域移行者目標値
426	428	26人

知的障害者入所の内訳

	入所者数	年齢				愛の手帳等級				愛の手帳 障害程度区分					行動点数			
		18～35歳	36～50歳	51～64歳	65歳以上	1	2	3	4	2	3	4	5	6	1～5	6～10	11～15	16 以上
北海道	31	10	9	10	2	1	18	8	4		1	5	20	5	3	8	13	7
東北	69	14	20	28	7	1	49	13	6		0	5	21	43	7	11	21	30
関東 (東京都除く)	109	12	21	41	35	2	67	29	11		1	16	30	62	15	30	35	29
その他の 地域	28	3	8	14	3		18	7	3			2	12	14	1	5	9	13
都外 計	237	39	58	93	47	4	152	57	24		2	28	83	124	26	54	78	79
東京都内	96	7	12	47	30	7	65	18	6	1	4	6	26	59	23	19	25	29
全合計	333	46	70	140	77	11	217	75	30	1	6	34	109	183	49	73	103	108

知的障害者入所の内訳

※東京都内を除く

年齢	人数	愛の手帳等級				愛の手帳障害程度区分					行動点数				条件A ①年齢~62歳 ②区分3,4 ③行動点数1~5	条件B ①年齢~62歳 ②区分3,4 ③行動点数6~10
		1	2	3	4	2	3	4	5	6	1~5	6~10	11~15	16以上		
18~35歳	39	2	30	3	4	0	8	16	16	3	8	12	16	3	2	
36~50歳	58	1	39	14	4	0	9	19	29	6	12	17	23	1	3	
51~64歳	93	0	58	23	12	2	8	38	45	8	24	28	33	7	7	
65歳以上	47	1	25	17	4	0	3	10	34	9	10	21	7	1	1	
(都外)計	237	4	152	57	24	0	2	28	124	26	54	78	79	12	13	

地域移行に向けての今後の展開

■取り組み 1 【身体・知的】

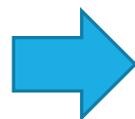
地域移行アセスメントシートに基づき、各施設にて入所者に聞き取りを依頼

■取り組み 2 【知的】

以下条件の順より働きかけ、施設入所からグループホームへ地域移行を進める

※区内に重度受け入れ可能なグループホームを誘致

条件A ①62歳まで
②区分3,区分4
③行動点数1～5点 12人



条件B ①62歳まで
②区分3,区分4
③行動点数6～10点 13人

※上記に取り組むにあたっては、保護者の同意や地域移行に関する理解の推進を前提としていく。



ともに、生きる。

江戸川区

EDOGAWA

1 法的な位置付け

障害者差別解消法第17条第1項により「関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関で構成される協議会を組織することができる。」、同法第18条第1項により、「協議会は必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。」とされています。

2 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について

①設置について

江戸川区地域自立支援協議会の所掌事項の見直しにより、当該会議体から独立し、令和7年度より設置することになりました。

②協議会の目的・役割

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、関係機関等のネットワークを構築し、障害を理由とする差別に係る相談事例の報告及び情報共有等を行うとともに、障害者差別解消に関する様々な課題について協議します。

③協議会の位置付け

区の附属機関となります。相談事例報告や情報共有等を行うとともに、障害者差別事案に係る調査審議を行います。

④任期及び開催予定

委員任期：2か年度

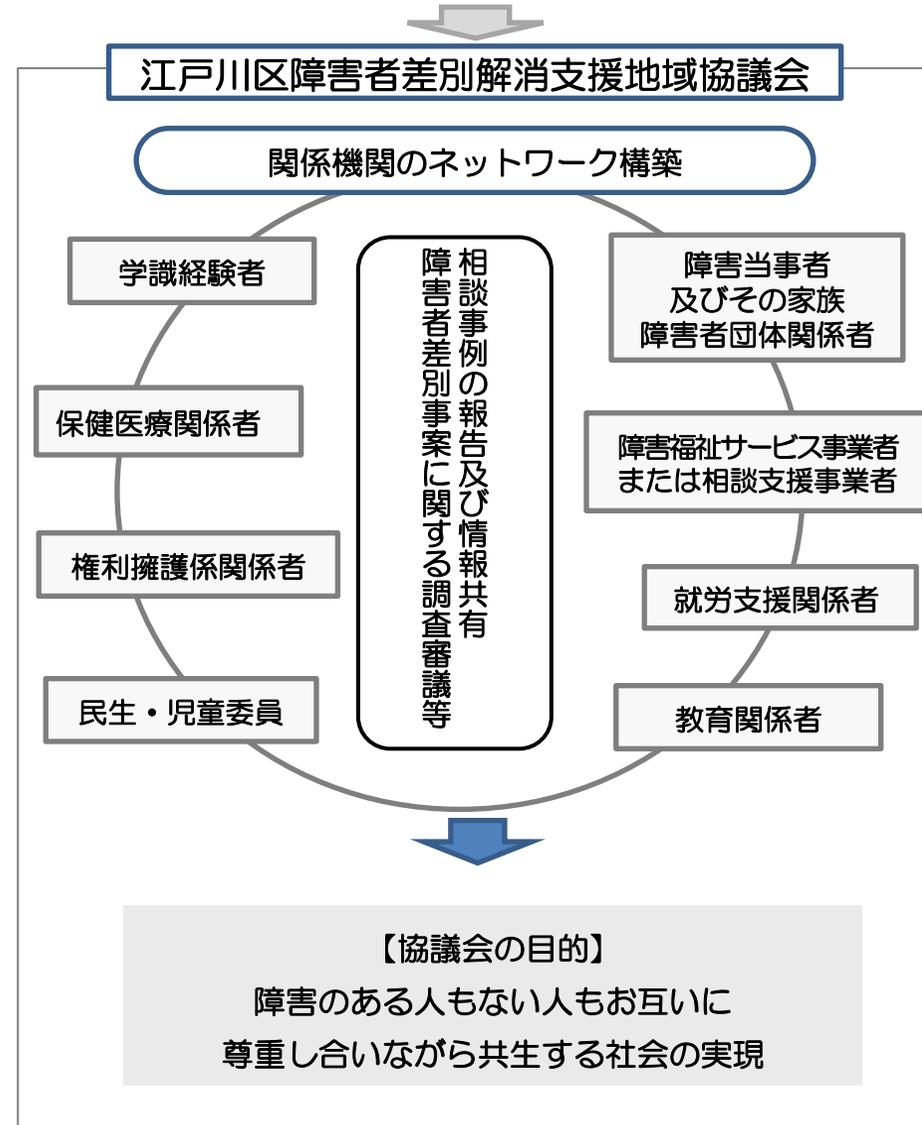
開催予定：年2回程度 平日午後、2時間程度

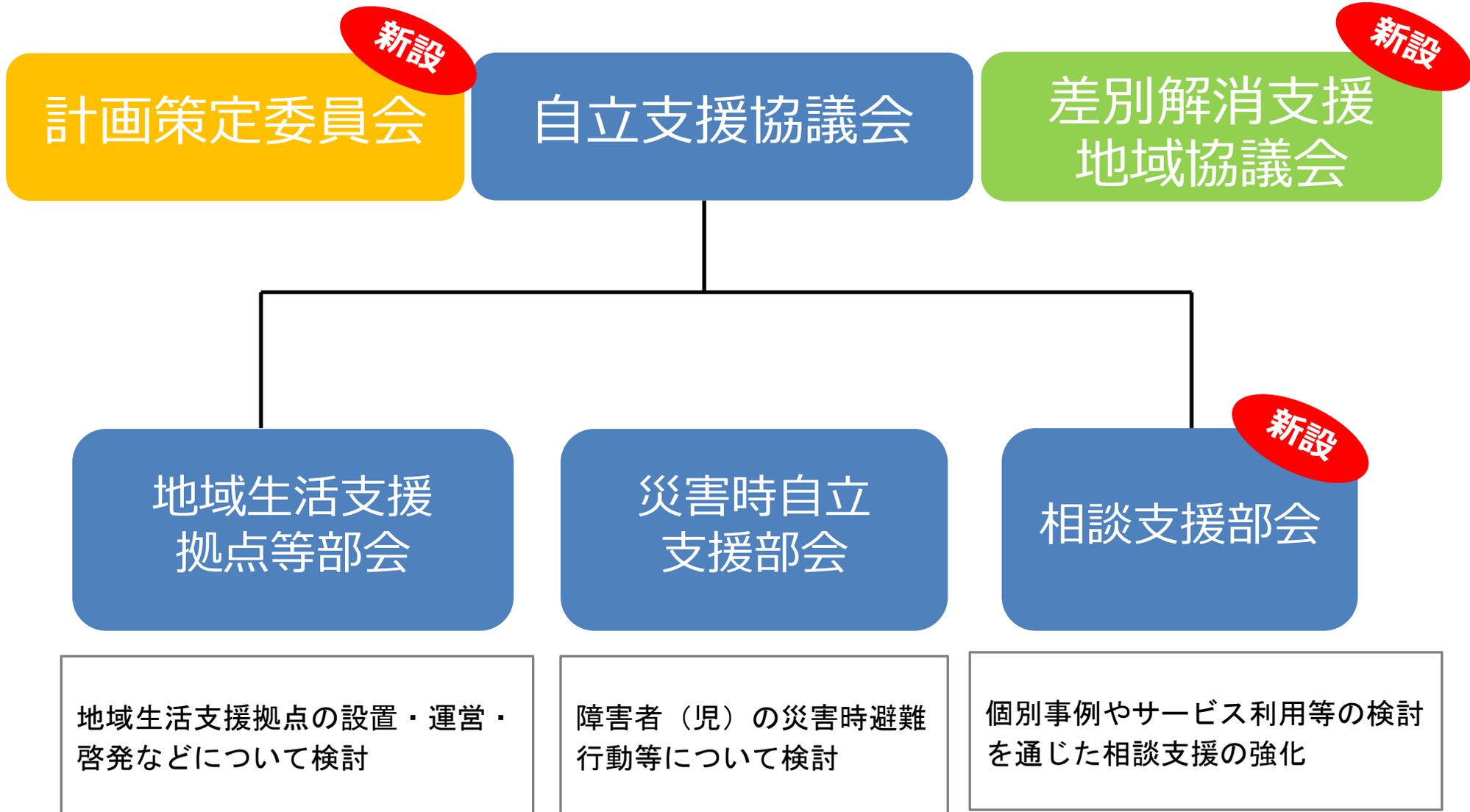
⑤関係法令

障害者差別解消法

〈江戸川区障害者差別解消支援地域協議会のイメージ〉

法律の規定（障害者差別解消法第17条第1項）





計画策定委員会及び差別解消支援地域協議会は、ともに附属機関として設置する

令和7年度 第1回 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会 次 第

令和7年11月7日(金) 午後1時30分～3時30分
タワーホール船堀 蓬莱

- 1 開会
- 2 事務局挨拶・紹介
- 3 委員委嘱および紹介
- 4 会長・副会長選任
- 5 議 事
 - (1) 令和7年度江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について
 - (2) 近藤 武夫教授による講義
 - (3) 今後の協議会の進め方について
- 6 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和7年度第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会 次第
- ・令和7年度第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会 席次および委員名簿
- ・資料1 令和7年度江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について
- ・資料2 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
- ・資料3 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例
- ・資料4 障害者差別解消法に基づく相談窓口

令和7年度 第1回江戸川区精神保健福祉協議会 次 第

令和7年8月25日(月)
午後2時30分～午後4時
グリーンパレス千歳・芙蓉

1. 開 会

2. 議 事

(1) 措置入院者退院後支援の状況報告と事例紹介について

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

＜令和7年度のワーキンググループの取り組みについて＞

(3) 意見交換

3. 閉 会

【配布資料一覧】

・委嘱状

・令和7年度第1回江戸川区精神保健福祉協議会 次第

・令和7年度第1回江戸川区精神保健福祉協議会 委員名簿

・令和7年度第1回江戸川区精神保健福祉協議会 席次

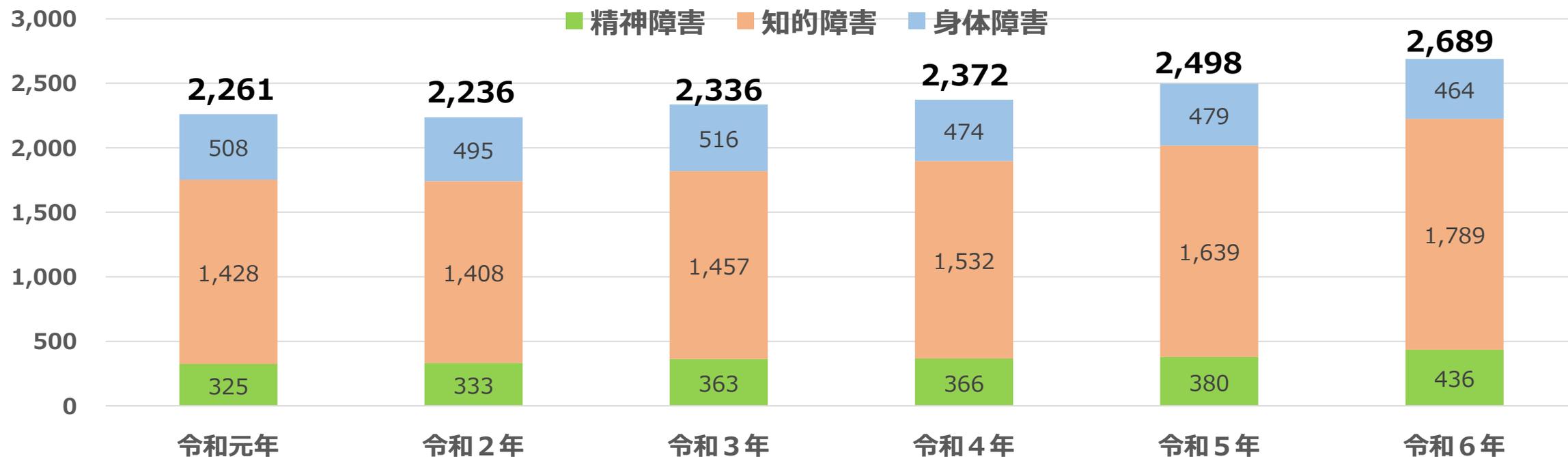
・資料1 措置入院者退院後支援の取り組み

・資料2 令和7年度江戸川区精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの現状と今後

障害のある子どもが主役になれる
拠点整備構想

◆障害者手帳所持者数(毎年10月1日現在)

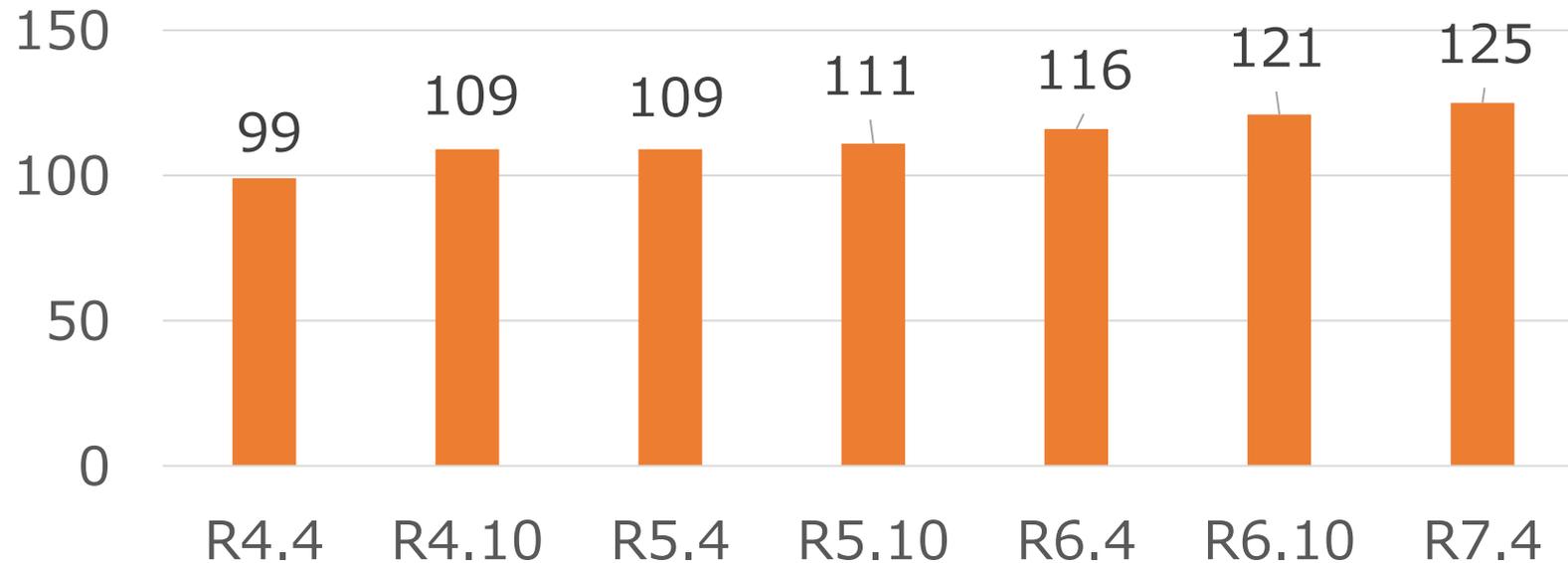
障害種別	年齢	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害	0~17歳	508	495	516	474	479	464
知的障害	0~17歳	1,428	1,408	1,457	1,532	1,639	1,789
精神障害	0~19歳	325	333	363	366	380	436



令和元年から障害児が**400人強**増加している

医療的ケア児とは、特別な医療的な支援や治療を必要とする子どもたちのことをいう。具体的には、気管切開を行っている、呼吸器の使用が必要、経管栄養などの医療行為が日常的に行われる状態にある子どもたちをいう。

医療的ケア児の人数の推移



医療的ケア児は**毎年10名程度**増加している

「Life Threatening Condition」の略。

生命を脅かすような状態にある子どもを指す。小児がんや先天性心疾患、神経筋疾患、代謝性疾患、染色体異常、重度脳性麻痺等が該当する。日本には約2万人いると言われている。

江戸川区におけるLTCの 子どもの状況

出典：
令和6年度 小児慢性疾患受給者証所持者数

疾患群	人数
悪性新生物	54
慢性腎疾患	25
慢性呼吸器疾患	27
慢性心疾患	76
免疫疾患	5
神経・筋疾患	52
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	15

LTCの子どもは区内に**250名程度**と見込んでいる

	機能／対象	乳児	未就学児	小学生 低学年	小学生 高学年	中高生	障害児	重度 障害児	
屋内	学校等	幼稚園・保育園		すくすくスクール (65)		部活動	放課後デイ等 (64)		
	居場所	子育て広場 (20)		子どもの城		共育プラザ (7)		障害の ある子どもが 主役になれる 拠点	
	文化・スポーツ 活動の場	文化スポーツプラザ (1) ※今後さらに区内に展開							
		子ども図書館 (1)		図書館 (12)					
屋外	自然や生き物 に触れる場	魔法の文学館 (1) ・子ども未来館 (1)							
		公園 (506) ・自然動物園 (1) ・ポニーランド (2)							

障害のある子どものための『第三の居場所』



医療的ケア児等でも安心して利用できるしくみやそれを支える家族支援の機能

本構想における主な対象者は、**医療的ケア児等や重度障害児および行動特性等により、既存施設の利用が難しい18歳以下の子どもとその家族**を中心としたすべての障害児とその家族とする。

18歳未満の障害のある子どもとその家族

医療的ケア児等や重度障害児および行動特性のある子どもとその家族

区内
5か所目

遊び場
機能

子育て
ひろば
機能

都内初の
ホスピス機能

設置方法

区有地を活用した
民設民営

児童発達
支援セン
ター機能

ホスピス
機能

設置場所

自然を感
じられる
環境

ショート
ステイ
機能



現鹿本育成室

医療的ケア児や重度心身障害児も安心して利用できる施設の実現